居宅介護支援重要事項説明書

1. 事業の目的と運営方針

(1) 事業の目的

あしたば合同会社あしたば居宅介護支援事業所(以下「事業所」という。)が行う指定居宅介護支援の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員が、要介護状態の高齢者等に対して、適正な居宅介護支援を提供することを目的とする。

(2)運営方針

1. 事業所の介護支援専門員は要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
2. 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な医療サービス及び適切な福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
3. 事業にあたっては、利用者の意向及び人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に、不当に偏ることないよう公正中立に行う。
4. 事業の運営に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等との連携に努めます。

2. 指定居宅介護支援事業所を提供する事業者について

項目	内容
法人名称	あしたば合同会社
代表者	代表社員　丹羽　亜耶
所在地	愛知県あま市甚目寺権現 97 番地 2
電話番号	052-890-8012
FAX 番号	052-888-3355
法人設立年月日	令和 2 年 3 月 24 日

3. サービス提供を実施する事業所について

項目	内容
事業所名称	あしたば居宅介護支援事業所
介護保険事業所番号	23977601311
所在地	愛知県あま市甚目寺権現 97 番地 2
電話番号	052-890-8013
FAX 番号	052-888-3355
通常の実施地域	あま市、海部郡大治町、清須市、名古屋市中村区

4. 事業所の職員体制

	人数	勤務形態	事業内容
管理者	1 名	常勤兼務	事業所の管理・運営 （介護支援専門員と兼務）
介護支援専門員	3 名以上	常勤専従	ケアマネジメント業務

5. サービス内容

(1) 居宅訪問

居宅サービス計画作成にあたり、利用者のおかれている環境の評価や現に抱えている問題を把握するため、居宅訪問による面接調査を行うとともに、当該計画作成後において、居宅サービス計画の実施状況等を把握し、サービス計画の変更など利用者が求めるサービスが適切に提供されるように居宅訪問等の方法による支援を行います。

【利用者の居宅への訪問頻度の目安】

介護支援専門員が利用者の状況把握のため、利用者の要介護認定有効期間中、少なくとも 1 ヶ月に 1 回

（ここに記載する訪問頻度の目安回数以外にも、利用者からの依頼や居宅介護支援業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、介護支援専門員は利用者の居宅を訪問する事があります）

※居宅訪問の方法として、以下の要件を設けた上で、テレビ電話その他の情報通信機器を

活用した面接をすることがあります。また、少なくとも2ヶ月に1回は居宅訪問を行います。

- お客様の同意を得ている事、状態が安定している事、テレビ電話装置等を介して意思疎通が可能なこと（家族のサポートがある場合を含む）
- 主治医、サービス事業所担当者その他の関係者の合意を受けている事
- 通信機器等では収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集する事。

（2）居宅サービス計画の作成

自宅において日常生活を営むために必要なサービス利用が出来るよう、心身の状況等を勘案して、利用するサービスの種類及び内容、担当する者等を定めた居宅サービス計画を作成します。

（3）事業所間の連絡調整

当該計画に基づいてサービス提供が確保されるように事業者との連絡調整を行います。

（4）相談業務

電話、訪問、来所等を通して利用者からの相談に適切に対応します。

（5）申請代行

介護認定の申請やその他介護保険サービスを利用するにあたり必要な申請手続きの代行を行います。

（6）給付業務

国民健康保険団体連合会に提出する介護保険の給付管理を行います。

（7）居宅介護支援に係る事務所の業務について

- 指定介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供受けた時やその他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治医、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用を希望している場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、

居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治医等に交付します。

- 居宅介護支援事業所は感染症や災害が発生した場合であっても、必要な居宅サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点により、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シュミレーション）行えるよう、マニュアルの設置、委員会簿設置及び研修、訓練（シュミレーション）に参加し業務継続できるよう努めています。（年1回研修）
- 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数のサービス事業者を紹介するよう求める事が出来ます。
- 介護支援専門員は、ケアマネジメントの公正中立の確保を図る観点から、利用者に前6カ月（前期3月1日～8月末、後期9月1日～2月末）に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着通所介護、福祉用具貸与の各サービスの、同一事業所によって提供されたものの割合の説明は努力義務とする。希望があれば訪問介護、福祉用具貸与、通所介護、地域密着型通所介護については、ケアプランに位置付けられた上位三法人について別紙にてお知らせ可能です。
- 利用者は居宅サービス計画書に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることが出来ます。
- 介護支援専門員は会議や多職種連携における ICT の活用により運営基準や加算の要件等において実施が求められる各種会議等について、感染防止や多職種連携の促進の観点から利用者等が参加せず、医療介護の関係者のみで実施するものについて「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱のためのガイダンス」及び「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を参考にして、テレビ電話等を活用する事があります。利用者等が参加して実施するものについては、上記に加え、利用者等の同意を得た上で、テレビ電話等を活用する事があります。
- 介護支援専門員は虐待等の防止、早期発見に加え、虐待等が発生した場合にはその再発を確実に防止するために各関機関への報告、調査等に協力する義務があります。また、委員会の設置、研修、勉強会に参加し「事業所における虐待に対する体制、虐待等の再発防止策」策定に向けて努めています。
- 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援のサービス（インフォーマルを含む）が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成します。
- 退院後早期にリハビリテーションを開始することを可能とする観点から、特に訪問リ

ハビリテーション及び通所リハビリテーションについては、入院中の医療機関の医師による意見を踏まえて、居宅サービス計画書を作成し、入院中の医師にも交付します。

- 身体拘束等の適正化のための指針を整備し、対策を検討する委員会を設置、研修を定期的に実地します。

6. 業務継続計画(BCP)について

事業所は、感染症や自然災害等の発生時においても、利用者に対する指定居宅介護支援サービスを継続的に提供できるよう、業務継続計画(BCP)を策定し、必要な措置を講じます。

また、従業者に対し、業務継続計画(BCP)について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

業務継続計画(BCP)には、次の内容等を定めています。

- 感染症発生時の対応体制
- 自然災害発生時の対応体制
- サービス継続及び早期復旧のための手順
- 従業者及び利用者の安全確保に関する事項
- 関係機関との連携体制
- 必要物品及び連絡体制の整備

感染症や災害等の状況により、通常どおりのサービス提供が困難となった場合には、サービス内容の変更、提供時間の調整又は一時的なサービス縮小等を行う場合があります。

7. 利用料金

（1）利用者負担金

要介護又は要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので、自己負担はありません。

介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、支援事業所に直接介護給付が行われない場合があります。その場合、利用者は、1 ヶ月につき、要介護度に応じて下記の利用料をお支払い下さい。利用料のお支払いと引き換えにサービス提供証明書と領収書を発行します。

（2）基本料金

算定区分	**居宅介護支援費Ⅰ**

	介護支援専門員1人当たりのご利用者の数が45 件未満の場合若しくは一定の情報通信機器(人口知能関連技術を活用した物を含む)の活用又は事務職員の配置を行っており 50 件未満の場合
要介護 1･2	1086 単位/月【11,316 円】
要介護 3･4･5	1411 単位/月【14,702 円】
地域区分	6 級地【10.42 円/1 単位あたり】

(3) 加算

項目	内容	加算額
初回加算	新規利用又は要介護状態が 2 段階以上変更となった場合、若しくは 2 か月以上利用を停止し利用再開となった場合	300 単位【3,126 円】
特定事業所加算Ⅱ	主任介護支援専門員を1名、介護支援専門員を 3 名以上配置し、24時間連絡が取れる体制を整え、質の確保をしている場合 ヤングケアラー、障害者等に関する事例検討会、研修に参加している事	421 単位【4,386 円】
入院時情報連携加算Ⅰ	入院した日のうちに当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	250 単位【2,605 円】
入院時情報連携加算Ⅱ	入院した日の翌日又は翌々日に当該病院又は診療所の職員に対して必要な情報提供を行った場合	200 単位【2,084 円】
退院･対処加算	入院･入所期間を経た後の退院･退所に当たって病院等と連携を行った場合 (入院期間中 1 回まで算定可能)	連携回数やカンファレンス傘下の有無により加算額が変動

ターミナルケアマネジメント加算	在宅で死亡した利用者に対して、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又は家族の意向を把握した上で、その死亡日及び死亡14日以内に2日以上、当該利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、当該利用者の心身の状況等を記録し、主治医及び居宅サービス計画に位置付けた居宅サービス事業所に提供した場合	400 単位【4,168 円】
通院時情報連携加算	医療機関において医師、歯科医師の診察を受ける際に介護支援専門員が同席し、医師等と情報連携を行い、当該情報を踏まえてケアマネジメントを行った。(1か月 1回を限度)	50 単位【521 円】
緊急時等居宅カンファレンス加算	病院又は診療所の求めにより、その職員と共に利用者の居宅を訪問し、カンファレンスを行い必要に応じて居宅サービス等の利用調整を行った場合(1 ヶ月 1 回を限度)	200 単位【2,084 円】
(看護)小規模多機能型居宅介護支援事業所連携加算	(看護)小規模多機能型居宅介護の利用を開始する際に、同サービス事業所に出向き、利用者の同サービス事業所における居宅サービス計画書の作成に協力を行った場合	300 単位【3,126 円】
介護職員等処遇改善加算	介護職員等の安定的な処遇改善を図るための環境整備と賃金改善を目的とした加算	所定単位数の 2%を加算

(4) 交通費

介護支援専門員が通常の事業の実施地域を越えて行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収しません。

8. サービスの利用に関する留意事項

ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築く事が出来ないと判断した場合は、サービス中止や契約を解除することもあります。

【サービス利用についての禁止事項】

① 事業者の職員に対して行う暴言・暴力、いやがらせ、誹謗中傷等の迷惑行為。

② パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。

③ サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でインターネット等に掲載する事。

9. 秘密保持と個人情報の保護

① 支援事業者及びその従業員は、正当な理由が無い限り、利用者に対するサービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らしません。

② 支援事業者は、その従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密を漏らすこと事がないよう必要な措置を講じます。

③ 支援事業者は、利用者の家族の個人情報を用いる場合、利用者の家族の同　を得ない限り、サービス担当者会議において、その個人情報を用いりません。

10.相談窓口・苦情対応について

① サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

事業者	連絡先	受付時間
あしたば居宅介護支援事業所	052-890-8013	9:00 から 18:00 (土日祝及び 8/13 から 8/15、12/29 から 1/3 を除く)
関係機関	連絡先	受付時間
愛知県国民健康保険団体連合会	052-971-4165	9:00 から 17:00 (土日祝及び 12/29 から 1/3 を除く)
あま市　高齢福祉課	052-444-3141	【窓口受付】 9:00 から 16:00 【電話受付】 9:00 から 17:00 (土日祝及び 12/29 から 1/3 を除く)
大治町　長寿支援課	052-444-2711	8:30 から 17:15 (土日祝及び 12/29 から 1/3 を除く)

清須市　高齢福祉課	052-400-2911	8:30 から 17:15 （土日祝及び 12/29 から 1/3 を除く）
名古屋市中村区 高齢福祉担当	052-433-2915	8:45 から 17:30 （土日祝及び 12/29 から 1/3 を除く）

11. 事故発生時、緊急時の対応

① 事業者は、利用者に対して指定居宅介護支援の提供により、事故が発生した場合には、速やかに市町村、利用者の家族に連絡をおこなうとともに、必要な措置を講じます。

② 事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。ただし、自らの責めに帰すべき事由によらない場合には、この限りではありません。

緊急時、緊急連絡先にご連絡致します。

フリガナ	
氏名	
続柄	
住所	〒
連絡先 （携帯電話）	
連絡先 （携帯電話以外）	

12.重要事項の説明年月日

説明年月日	令和　　年　　月　　日

上記の内容について、利用者・家族に説明を行いました。

【事業者】

法人所在地	愛知県あま市甚目寺権現 97 番地 2
法人名	あしたば合同会社
代表者名	代表社員　丹羽　亜耶
事業所名	あしたば居宅介護支援事業所
説明者	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	
代筆者	